

他人の権利を侵害すると、差し止められる以前に… **犯罪**

他人の権利	所有権	著作権
他人の権利の行使	商品の持ち出し	GPLの著作物の頒布(複製)
行使が許される条件1	現金支払い	ソースの <u> </u>
行使が許される条件2	約束 (ツケ、カード支払い)	ソース提供する旨の 申し出の <u> </u>
条件を満たさず行使	窃盗(万引き)	著作権侵害(GPL違反)

「GPLでも要求されたら、ソース公開すれば良い」という誤解がありますが
それでは、既に、著作権侵害してしまっている

実は、著作権を理解しなければ、OSSライセンスは理解できない

GNU GPLなど、OSSライセンスは難しい
とかがいる人が…

難しいと思えるのはOSSライセンスではなく、著作権。
著作権も多くの人が馴染みがないだけ。

著作権 (1/2)

■ 日本国 著作権法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0048.html>
第三款 著作権に含まれる権利の種類
(複製権)
第二十一条 著作権者は、その著作物を複製する権利を する。
…
(翻訳権、翻案権等)
第二十七条 著作権者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、
又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を する。

著作権 (2/2)

■ アメリカ 著作権法 和訳 <http://www.cric.or.jp/db/world/americ.html>
第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利
第107条ないし第122条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者
は、以下に掲げる行為を行いまこれを許諾する 権利を有する。
(1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。
(2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
(3) 以下省略

世界中で、 を有している人だけが許諾(ライセンス)可能

GPLでライセンスされたOSSを複製、改変した著作物にも
GPLを適用しなければならない。
とかがいる人が…

GNU GPLのOSSは、GPLに記載された条件で
複製・改変が許諾(ライセンス)されています。

開発(著作)者がGPLで許諾しているのであって、
受領した人にGPLを適用する権利など無い

GNU GPLv2 第3条 <http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html>
3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、
『プログラム』(あるいは第2条における著作物)をオブジェクトコードないし実行形式
で複製または頒布することができる。
ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない:
a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能な
ソースコードを する。(中略)
b) 著作物に、(中略)ソースコードを、(中略)提供する旨述べた少なくとも3年
間は有効な書面になった申し出を える。(以下省略)

開示 などと認識していると著作権侵害してしまう不適切な表現

GPLでライセンスされたOSSは、
ソースコードの開示が義務づけられている
とかがいる人が…

GNU GPLのOSSは、ソースコードの開示が
バイナリ形式での再頒布の際の、許諾(ライセンス)条件の一つです。

「条件」だから、
再頒布しなければ、開示しなくてもよい

そもそも、GPLの作成者は、
義務(債務)が発生する「契約」のつもりで作成していない。

作者自身が「GNU GPLは、 ではない」と述べている

■ 例えば、GPLv2当時FSF法律担当で、のちに、GPLv3起草案の一人である
コロンビア大学のEben Moglen先生は2001年、以下の文書を公開

GPLは契約ではないならば、何か?
a licence is a unilateral permission, not an obligation,
ライセンスは、 であり、(契約などの)債務などではない

Stallman氏が、GPLを、契約法に基づかせない理由

■ Richard M. Stallman氏は、二つの正当な理由があると反論
Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethos

OSSライセンスと著作権法は、理解しよう

OSS専門業者を自認する人が
根拠の無い、聞いた話の話を繰り返している?!
いい加減な表現を習得しては危険でしょう。
正しく、「 権」というものを理解して、
著作権に関わる記述としてライセンス条文を理解すべき。
ほんの少し、 根拠や論理を心がけましょう。

GPLの伝播の誤解は、著作権の理解から積み上げてから
■ 「OSSライセンスと著作権法」セミナー (5/1)

第1章 OSSは一般に他人の著作物
第2章 著作物の「利用」とは「著作権の行使」
第3章 ライセンス違反は著作権侵害

第4章 著作権行使の許諾と理解して
各OSSライセンスの条文を読む
第5章 結合著作物に関する詳細と新たな問題
第6章 基本的な対策例

補遺 GPLv3について など
補遺2 体制作例

1回20名まで50万円の出張セミナー(基本、会議室)
・ 基本5H(AM09PM4、昼食含み約1.5)、100ページ級のテキスト
※ご希望により、ゆくり7Hで、余いで4Hも可能です。(費用変わります)
7H(1日PM2H、2日AM09PM3.5、昼食含み約1.5)4HPM4、昼食含み約1.5)

9月7日 東京NEC本社で実施します
8/28締め切り

一人8万円の公開(公募)セミナーの開催も可能
・他社と同席、補遺テキスト無し、短縮4.5H

著作権に関する教材
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>
文化庁サイトで「著作権に関する教材」が公開されています。

文化庁

著作権に関する教材

Web教材

1) 著作権とは何ですか?
2) それは、ぼくの作品?
3) 真似てはいけないの?
4) コピーしてはいけないの?
5) インターネットでの著作権

著作権に関する教材: 鷹野凌著/福井健康監修 インプレス
クリエイターが知っておくべき権利や法律を教わってきました。
著作権のことをきちんと知りたい人のための本

クリエイターが
知っておくべき
権利や法律を
教わってきました

http://e-hon.tameshiyo.me/9784844337973
立読みの16枚(30ページ)だけでも、
とても良い感じです

■ P13 著作権はどうやって使う
もちろん、何でもかんでも弁護士や弁理士に
相談しなさいとは言いません。
忙しいのは仕事賃に尽きますけど、
自分で自分の身を守るには、
ある程度の知識が必要です

■ P14 同上
「文化の発展に寄与」するのが目的ですから、
権利ばかり強くなって「公正な利用」の
妨げになってしまつては困りますからね

「窓の杜」のコラムで無料で読むこともできます。
<http://forest.watch.impress.co.jp/category/other/column/copyright/>

Orchestrating a brighter world
NEC

<https://jpn.nec.com/oss/ossic/>